

法定調書の作成・提出はパソコンで !!

～ e-Tax、光ディスク等でもっと便利に～

1. eLTAX による提出

給与の支払をする事業者の方は、給与支払報告書を市区町村に、給与所得の源泉徴収票を税務署にそれぞれ提出する必要がありますが、地方税ポータルシステム（eLTAX）をご利用いただくと、給与支払報告書と給与所得の源泉徴収票を一括で作成し、送信することで、給与支払報告書は市区町村に、給与所得の源泉徴収票は税務署に提出することができます。

（注）ご利用に当たっては、e-Taxの利用者識別番号の取得や電子証明書の登録などの事前準備が必要です。



ペーパーレスで自宅や
オフィスもすっきり!!

2. e-Tax による提出

国税電子申告システム・納税システム（e-Tax）を利用して、法定調書を提出することができます。

なお、本手引きに記載されている給与所得の源泉徴収票を含めた6種類の法定調書を作成する場合は、WEB上の入力により帳票の作成ができるe-Taxソフト（WEB版）をe-Taxホームページ（www.e-tax.nta.go.jp）にて提供しております。

e-Taxソフト（WEB版）については、38ページをご参照ください。

また、本手引きに記載されている給与所得の源泉徴収票を含めた6種類以外の法定調書を作成する場合にはe-Taxソフト（通常版）をご利用ください。

3. 光ディスク等による提出

大量の法定調書を提出する場合には、1枚の光ディスク等（CD・DVDなど）で提出することができます。

なお、e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です（e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられている方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への申請は必要ありません。）。

また、光ディスク等には、所定の規格でデータを格納する必要があります。データの格納に当たっては、セキュリティの確保の観点から、データの暗号化（自己復号型）を行った上で提出することをお勧めいたします。

e-Tax又は光ディスク等による法定調書の提出義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が、1,000枚以上である法定調書については、平成26年1月1日以降、e-Tax又は光ディスク等（CD・DVDなど）による法定調書の提出が義務化されていますので、上記のとおり提出してください。

（注）平成33年（2021年）1月1日以降に提出すべき法定調書については、提出義務基準が「100枚以上」（現行：「1,000枚以上」）に引き下げられます。詳しくは39ページをご覧ください。